

十 発行価格 額面金額百円につき百円六十九

十一 利率 年二・三パーセント

の経過利率 年金積立金管理運用独立行政法

人の理事長は、払込金額に加え、
次の算式により算出した金額を
第十八号に規定する期日に払い
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{6}{365}}$$

平成十八年十二月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子 毎年六月二十日及び十二月二十

日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

平成三十一年六月二十日
額面金額百円につき百円

日本銀行

十五 償還期限 平成十八年六月二十日
十六 償還金額 額面金額百円につき百円
十七 元利支 日本銀行
十八 払込期日 平成十八年六月二十六日